

## リリモテラス公益施設カフェ運営事業者選定要領

### (目的)

第1 この要領は、リリモテラス公益施設カフェ運営事業者募集要項に基づきカフェ運営事業者（以下「事業者」という。）を選定するに当たり、その選定方法及び選定基準等必要事項を定める。

### (組織)

第2 リリモテラス公益施設カフェ運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、事業者の選定業務を行う。

2 委員会は、以下の委員で構成する。

- (1) 長久手市暮らし文化部長
- (2) 長久手市総務部長
- (3) リリモテラス運営協議会会長

3 委員会の委員長は、長久手市暮らし文化部長とする。

### (選定方法)

第3 委員会で、事業者募集の応募者（以下「応募者」という。）のヒアリング及び書類審査による各委員の採点を合計した後、各委員の採点順位1位の数が最も多い応募者を事業者を選定する。

2 各委員の採点順位1位の数が同数となった場合は、全委員の採点を合計した点数の最も多い応募者を事業者を選定する。

### (選定基準)

第4 委員会は、別紙「リリモテラス公益施設カフェ運営事業者選定の審査基準」に基づき審査及び採点を行う。

### (その他)

第5 この要領に定めるほか、必要な事項は、委員会の委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年10月5日から施行する。